

一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会会員規約

【第1章 総則】

第1条 目的

本規約は、一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会（AMWEC）（以下「当法人」という）の会員の権利義務、会費、入退会および社団の運営ならびに会員活動の基本事項および当法人が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とします。

【第2章 会員、入会および年会費】

第2条 会員の種類

1. 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とします。

①正会員 当法人の目的及び趣旨等に賛同し、第6条に定める年会費を支払い、正会員として登録された個人または団体をいいます。

②賛助会員 当法人の事業を、賛同し援助することを目的に、第8条に定める年会費を支払い、賛助会員として登録された個人または団体をいいます。

2. 「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当法人が定める手続きにより入会申込みを行い、理事会が承認した個人または団体をいいます。

第3条 団体会員

1. 団体とは、法人、任意団体、公共団体および組合等を言います。

2. 団体会員は、団体会員を代表する者（以下「団体代表者」という。）を1名定めなければなりません。団体代表者は、原則として当該団体の長（登記が必要な場合は登記されるべき者）とします。

3. 団体代表者が個人正会員の場合は、団体代表者の代理を1名に限り定めることが出来る。

4. 団体に属する1部門や部署も団体会員になることが出来ます。

例1 ○○病院小児科（団体代表者 小児科医長・・・）

例2 ○○株式会社人事課（団体代表者 人事課長・・・）

第4条 入会手続き

1. 当法人の会員として入会を希望する個人または団体は、第5条に定める年会費を支払い、所定の入会申込書に必要事項を記入して、持参、郵送、FAXまたは電磁的手段等申込者の可能な方法で事務局に提出することとします。

2. 入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 年会費の支払方法は、原則として当法人指定の金融機関口座に振り込むものとします。但し、特段の事情がある場合は現金での支払いも認めます。その場合、支払い先は事務局とします。
4. 入会申込書に不備がなく、会費の入金が確認されると、臨時の理事会にて入会審査をします。審査の結果、入会を承認された個人または団体は、事務局が会員登録を行います。
5. 入会審査のための臨時の理事会は、電子メール、電子会議、電話等の方法において行うことがあります。
6. 会員登録完了後、入会申込書の住所に会員証を事務局より送付します。会員証の送付をもって入会承認の通知とします。

第5条 入会の不承認

1. 以下の事項に該当する場合は、入会申込書を無効とし、入会を承認しません。
 - ① 入会申込書の記載に、虚偽があった場合。
 - ② 入会申込後、一か月を経過しても会費の支払いがない場合
 - ③ 過去に、当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
 - ④ その他、当法人が入会を不相当と判断した場合
2. 入会を承認しない時は、申込者にその旨を申込者に速やかに伝えるものとします。
3. 既に年会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金します。

第6条 年会費

1. 年会費の額は、次のとおりとします。
 - ①正会員 個人会員 年会費 3,000円
 団体会員 年会費20,000円
 - ②賛助会員 個人会員 年会費10,000円
 法人会員 年会費50,000円
2. 年会費は、会員証に記載されている有効期間の会費をいう。
3. 当法人は、会員への事前告知により、年会費を変更することができるものとします。
4. 会員は、当法人の提供するサービスの利用にあたり、年会費のほかに別途参加費用等が必要となった場合は、これを支払うものとします。

第7条 年会費及び抛出金品の不返還

既納の会費およびその他の抛出品は、その理由を問わず返還しません。ただし、第4条8項に定める場合を除きます。

【第3章 会員証】

第8条 会員証

1. 会員には会員証を発行します。会員証の有効期限は、入会申込書に記載された年月日から翌年の入会申込月の末日までとします。
2. 当法人が発行した会員証は会員の責任において管理するものとします。本法人は会員がこれらを消失、又は第三者に使用されたことによる会員が被る損害について一切責任を負いません。
3. 会員証の第三者との共有、第三者への貸与および譲渡を一切禁止します。また、会員は、会員証を第三者に流用されることのないよう責任を持って管理しなければなりません。
4. 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に連絡しなければなりません。会員証の再発行を希望する会員は、事務手数料として 800 円を事務局に納入しなければなりません。

第9条 会員証の提示

当法人は、会員サービスを受けようとする者に会員証の提示を求める場合があります。その際、会員証の提示がない場合、は会員サービスの利用を断ることがあります。

第10条 会員の更新

1. 第8条1項の定める有効期限満了日まで、翌年分の年会費を支払うことで、会員資格が1年間自動更新されるものとします。以後も同様とします。
2. 更新があった場合は、新たな有効期間を記載した会員証を送付します。
3. 当法人は、会員に対し、第8条1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができるものとします。

【第4章 会員資格の喪失等】

第11条 会員の退会

1. 会員は、事務局が定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができます。
2. 退会した場合、当法人のサービスは受けられなくなります。退会后、当法人のサービスの提供を受けるには、再度、第3条に規定する入会申込みの手続きを行うことが必要となります。

第12条 会員の除名

1. 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができます。
 - ①当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合

- ②会員としての品格を損なう行為があった場合
- ③法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ④会員として適当でないと判断した場合

2. 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えられます。

第13条 会員資格の喪失

1. 当法人は、会員が次の各号の一つに該当するときは、会員の資格を取り消すことが出来るものとし、

- ①第11条により退会したとき。
- ②前条第1項の各号に該当し、除名が相当と判断したとき。
- ③成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ④会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- ⑤団体会員の場合、その団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
- ⑥会員が更新の意思を示したにもかかわらず、3カ月以上年会費の支払いがなく、催告を受けてもそれに応じないとき。
- ⑦第7条2項及び3項に定める会員の義務を果たさない時
- ⑧入会承認後に、入会申込書の記載が虚偽であったと判明したとき
- ⑨総社員の同意があったとき。
- ⑩その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。

【第5章 会員の権利と義務】

第14条 総会での議決権

1. 正会員は社員総会での議決権を有します。その数は、1会員につき1議決権とします。但し、定款第16条第2項の規定に該当するものを除きます。
2. 団体代表者が個人正会員の場合は、団体代表者の代理を1名に限り定めることが出来ます。代理は、団体会員として1議決権を有します。その場合の団体代表者は、個人正会員としての議決権を行使できます。
3. 賛助会員は総会での議決権がありません。

第15条 会員サービスの内容

1. 会員は下記のサービスを受けることができます。ただし、④は団体会員限定のサービスとなります。

- ①当法人が主催する講演・勉強会等の会員割引制度。
- ②当法人の資格認定における会員割引制度。
- ③当法人が主催する情報交換会や懇親会への参加。
- ④団体会員は、別に定める手続きにより、当法人の各種資格認定が可能なセミナー・講習会を主催することが出来る。また、その際、当法人から、教材の貸与等のサポートを受けることができる。
- ⑤その他当法人が定める会員サービス。

2. 提供するサービスの詳細および諸条件は当法人よりの案内またはホームページにて通知します。

3. 当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとします。

第16条 会員の義務

会員は次の義務を負います。

- ①会員は、本規約第5条に定める年会費を納入しなければなりません。
- ②会員は、定款、本規約および当法人の定める規則ならびに法令を遵守しなければなりません。
- ③会員同士または会員と当法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員は、ただちにその報告を事務局に行わなければなりません。
- ④会員は、会員としての活動を通じ知り得た会員情報や当法人の運営に関わる情報および当法人が機密事項と定めた情報等を、第三者に漏洩してはなりません。退会等により会員でなくなった場合も、この義務は継続されます。
- ⑤会員の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更手続を行わなければなりません。

第17条 変更の届出

1. 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式で当法人に変更の届出をするものとします。

2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負いません。

第18条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、あるいは貸与しまたは担保に供する等の行為はできません。

第19条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第14条及び第15条に定める会員の権利を凍結します。なお、会員資格の喪失は、本規約第13条に定めるとおりとします。

第20条 会員の活動

1. 会員は、支援活動や個人的活動に関わらず、当法人の名のもとに活動する場合、事前に理事会の承認を得なければなりません。理事会の承認の無い活動については、例えば会員が当法人の身分を名乗り、あるいはその活動に関係した者が当該会員の身分・活動をどのように理解していようとも、当法人は一切の責任を負いません。

2. 当法人が、会員に要請した活動、あるいは会員から事前申請がありこれを了承した活動については、当法人は一定の責任を有します。従って、当法人はその責任を果たすため当該活動を一定の管理下に置き、会員に活動の報告を求め、相談に応じ、指導・監督を行うことがあります。

3. 当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を経て、一定の利用料を徴収する場合があります。

【第6章 知的財産】

第21条 権利帰属

第15条のサービスによって提供される情報（資料、データ、テキスト、文書および様式等）について著作権等の知的財産権は協会に属します。

第22条 情報の二次使用

会員は、第15条のサービスによって提供される情報（資料、データ、テキスト、文書および様式等）を、複製、編集、加工、発信、販売、出版、その他いかなる方法においても、著作権法等法令に違反して使用することはできません。

第23条 適用の期間

第21条および第22条は、会員資格喪失後であっても適用されるものとします。

【第7章 禁止事項および損害賠償と免責条項】

第24条 禁止事項

会員の下記の行為は理由のいかんに関わらず固く禁止します。

- ①会員が、本規約第15条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させること
- ②会員が、理事長の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して

活動すること

③他の会員に対する特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動、若しくはこれに類似する行為。

④当法人の活動において、特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる政治活動や選挙活動、若しくはこれに類似する行為。

⑤当法人の活動において、理事長の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為。

第25条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、その結果生じた如何なる不利益について、当法人に対して損害賠償等を一切申立てることはできません。

2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって当法人が損害を受けた場合は、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなければなりません。

3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続します。

第26条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、当法人には一切の責務は無いものとします。

2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、当法人は一切関知しません。

【第8章 個人情報の利用・提供および保護】

第27条 会員情報の適正管理

当法人は、入会申込書や各種資格認定申請書等に記載の情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報（以下、「会員情報」といいます）を適正に管理することに努めます。

第28条 会員情報の利用

1. 会員（入会申込者を含む。）は、「会員情報」を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当法人が利用することに同意するものとします。

①当法人の主催するセミナー、講演会等の案内

②当法人の運営上必要な事項の告知

③当法人の運営上必要な事項について確認が必要となった場合の連絡

④会員証更新の案内

⑤会員証、各種認定証及びの会報等の送付

第29条 会員情報の提供

1. 当法人の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたうえで必要な会員情報を提供することができるものとします。

2. 当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。

①法令に基づく場合

②本人の同意がある場合

③法令により要請され、かつ、当法人が開示を妥当だと判断した場合

④利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合

⑤個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

【第9章 本規約の追加・変更】

第30条 規約の変更

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の決議により定めるものとします。

2. 本規約は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することが出来るものとします。

3. 本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとします。

【第10章 その他】

第31条 管轄裁判所

会員規約及びびが当法人行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とします。

第32条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と当法人の間で協議を行い、円満かつ迅速に解決するものとする。

第33条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

附則

本会員規約は2014年5月17日より施行します。